

徳島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月一日から令和六年四月一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス問屋町店
所在地 徳島市問屋町一〇一番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山 英昭

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年七月一日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一六四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

施設に関する事項	概要									
	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		施設の運営方法に関する事項	
	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量	小売業を行う者の開店時刻	施設の運営方法に関する事項
	縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		小売業を行う者の閉店時刻	
	四五台		縦覧に供する添付書類に示すとおり		四八平方メートル		縦覧に供する添付書類に示すとおり		午後十時	
	一三台		縦覧に供する添付書類に示すとおり		一三・五立方メートル				午前九時	
									午後十時	
									午前八時三十分から午後十時三十分まで	
									出入口の数	一箇所

車の出入口		位置
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯		縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年十月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 意見書の提出先
 - 郵便番号七七〇―八五七。
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
電話番号。八八―六二―二三六七
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 意見の内容
 - 意見を述べる理由
- その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部
企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。